

監 発 第 7 0 号  
令和7年11月11日

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫  
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫  
(公 印 省 略)

#### 定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いします。

#### 記

##### 1 監査対象及び監査の期間

| 監査対象課 | 調書作成期日 | 監査の期間            | 監査委員<br>聴取日 |
|-------|--------|------------------|-------------|
| 議会事務局 | 8月31日  | 9月12日～<br>11月11日 | 10月16日      |

##### 2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

##### 3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

##### 4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

---

## 議会事務局

### 注意事項

#### 【契約】

#### ○契約書に必要事項の記載不備があったもの

令和 7 年度音声広報「さかた市議会だより」作成業務委託契約は個人情報を取り扱う業務にも関わらず、業務委託契約書に個人情報の取扱いに関する条項を定めていなかった。

酒田市個人情報の管理に関する規程第 36 条にのっとり適正な契約事務手続を行うこと。